十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは「第三条第一項第三号イの表第四十八号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。